

福指第 236 号-2
令和 3 年 9 月 2 日

関係介護保険事業所 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

介護保険事業所等による「身体拘束ゼロ宣言」について

日ごろから、介護保険制度の円滑な実施に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護現場における身体拘束につきましては、その廃止に向けて各事業所において御努力をいただいているところですが、一層の推進に向けて、取組を継続することがますます重要になってきております。

県では平成 17 年度以来実施している「身体拘束ゼロ宣言」啓発活動を引き続き行っており、宣言をした事業所については、県のホームページ等を通じて広く周知し、さらなる関係者の意識啓発に努めていきたいと考えております。（宣言に関する要領等は、別紙のとおり）

つきましては、当事業の趣旨を御理解いただき、身体拘束ゼロを目指して取組を実施している事業所（既に身体拘束ゼロを実現している事業所を含む。）におかれましては、積極的に宣言をしていただきますようお願いいたします。

担当 介護指導第 2 班
電話 054-221-3243
FAX 054-221-2142

別紙

介護保険事業所による「身体拘束ゼロ宣言」実施要領

1 趣旨

身体拘束廃止の推進に当たっては、常に関係者の認識を新たにし、身体拘束廃止への意識を常に強く持ち、そのための取組を継続することが重要です。このため、身体拘束ゼロを目指して取組を実施している事業所に「身体拘束ゼロ宣言」を行っていたべくとともに、その事業所を広く紹介します。

2 内容

(1) 「身体拘束ゼロ宣言」の実施

令和3年9月30日(木)までに、別表に示す6つの基準を満たし、身体拘束廃止の取組を実践している事業所は、別添「身体拘束ゼロ宣言書」に事業所名、管理者名（施設長名、事業所長名等）を記入し、県に提出してください。

注1 現状では身体拘束がゼロでない場合及び今後緊急やむを得ない場合、適切な手続を前提として例外的に身体拘束を行う場合も想定されますが、そのような場合であっても、この宣言をすることは可能です。

注2 看護小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所におきましては、6つの基準のうち2の「身体拘束廃止委員会」の設置は必須とはなっておりませんが、組織的な決定が必要となります。

注3 集計の都合上、一旦9月30日を期限とさせていただきますが、当宣言は以後も随時、受け付けております。

(2) 「ゼロ宣言施設」の広報

① 県は、事業所への外部からの訪問者に対して、その取組が行われていることを示すための「身体拘束ゼロ宣言ポスター」の配布を行います。今年度新たなポスターを印刷し配布する予定ですが、新たなポスターを作製するまでの間については、現在のポスターを配布させていただきます。部数に限りがありますので、新たなポスターが印刷されるまでの間、お待ちいただく事業所もあるかもしれませんが御了承ください。

② 県は、身体拘束廃止に向け取組をしている事業所を「身体拘束ゼロ宣言事業所」として、県ホームページに掲載し、広く広報していきます。

(3) 「ゼロ宣言事業所」の実地指導時による取組状況の把握

県が実施している事業所への実地指導時において、具体的な取組状況について把握していきます。

(4) 「身体拘束ゼロ宣言に関する取組みについて（回答）」の送付

上記6つの基準の検討の結果、今回は宣言を見送る場合には、別紙回答書により

令和3年9月30日(木)までにFAX(番号054-221-2142)にて回答をお願いします。

宣言をされる場合は、この回答は不要です。

注1 当回答の提出後であっても、身体拘束ゼロへの対応が整った場合など「身体拘束ゼロ宣言」をあらためて提出していただいても結構です。